


| | | | | | | |
|---|---|--|----|--------|----------|---|
| 所管部課 | 企画財政部企画課 | | 部長 | 並木俊則 | |  |
| 件名 | 東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託候補者選定委員会設置要綱について | | 区分 | 1 審議事項 | ○ 2 報告事項 | |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | |
| | 部課機関 | | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>市では、東大和市公共施設等総合管理計画の策定について、東大和市公共施設最適化検討委員会の検討結果を踏まえ、策定支援業務の委託候補者を公募により選定することとした。</p> <p>この東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託候補者選定の公平性及び透明性を確保するため、東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する要綱を制定した。</p> <p>（要綱の主な内容）</p> <p>（1）所掌事務</p> <p>委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。</p> <p>①東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき提出されたすべての提案者の審査を行い、委託候補者の選定を行うこと。</p> <p>②その他市長が必要と認める事項</p> <p>（2）構成</p> <p>①委員会は、副市長、企画財政部長、総務部長、子ども生活部長、環境部長、都市建設部長、学校教育部長及び社会教育部長の職にあるものをもって組織する。</p> <p>②市長は、特に必要と認めるときは、前項の委員に加え、臨時の委員を置くことができる。</p> <p>③委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てる。</p> <p>（3）庶務</p> <p>委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。</p> <p>（4）施行日</p> <p>平成26年12月12日（市長決裁日）</p> | | | | | | |
| <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>（1）東大和市公共施設最適化検討委員会の検討結果を市長へ中間報告 （平成26年12月4日、市長決裁）</p> <p>（2）東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託事業者の公募 （平成26年12月8日、東大和市公式ホームページに掲載）</p> | | | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>応募書類提出期限平成27年1月13日（火）以降、速やかに委員会の会議を開催したい。</p> | | | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。